

長野県防災会議「原子力災害対策部会」運営要綱

(設置)

第1条 長野県防災会議条例(昭和37年長野県条例第41号)第4条第1頂の規定に基づき、長野県防災会議(以下「防災会議」という。)に原子力災害対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(部会の業務)

第2条 部会は、原子力災害に係る計画の策定に関する審議を行う。

(委員)

第3条 委員は、防災会議委員若干名及び専門委員をもって充てる。

(部会長)

第4条 部会長は、危機管理部長の職にある者が当たる。

(会議)

第5条 部会は必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときは、日時・場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議事)

第6条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員もしくは幹事、その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第7条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第8条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、長野県危機管理防災課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。